

平成24年(ワ)第213号 福島原発避難者損害賠償請求事件

原告 早川篤雄外39名

被告 東京電力株式会社

準備書面(5)

被害状況の把握と現場検証の必要性2

2014(平成26)年1月22日

福島地方裁判所いわき支部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 小野寺利孝

同 広田次男

同 鈴木堯博

同 清水洋

同 米倉勉

同 笹山尚人

同 渡辺淑彦
外

1 避難先検証の位置付け

原告らは、避難生活に伴う損害として、避難に伴い生じた客観的損害、休業損害及び逸失利益、避難生活に伴う慰謝料、財物—生活の基盤—を喪失したこととの損害を請求している（訴状第8・3参照）。

これら損害項目との関係において、避難先で検証を実施することは、主に、（1）避難生活に伴う慰謝料の立証、（2）生活費増加分の立証、に位置付けられる。

2 避難先検証の必要性

（1）避難慰謝料

原告らは、避難生活に伴う慰謝料として、一人当たり月額50万円を請求し、その根拠として、交通事故の入院慰謝料との比較（入院慰謝料を下回ることはあり得ないこと、被害は単なる不便にとどまらないこと、時期の経過による遞減の否定）を主張している（訴状第8・3（3）参照）。

また、原告らは、避難者が抱える過酷な心理的ストレスについて、精神医学や心理学の研究報告を引用しながら、その根拠を主張している（準備書面（3）第2）。

そのほか、仮設住宅の避難者が感じる生活上のストレス、不便さについては、以下のとおり、いくつかの調査報告例がある（下線引きは代理人）。

ア 関礼子（立教大学社会学部）「警戒区域見直しにともなう檜葉町住民調査」調査報告書（速報・暫定版、2012年11月、1593名からの回答）（甲A29）

『現在の住居や生活に関しては、「住まいがせまい」が67.4%、「生活音が気になる」が46.2%、「プライベートな空間がない」が40.1%となっており、住空間の問題が最も強く意識されている（表25、図16）。「家族が離れて暮らして生活費がかさむ」（31.5%）は、家族分割により光熱費などが二重、三重になるという家計の問題14や、離れて暮らす家族との間を行き来する燃料費や高速代がかさむ15という点が含まれるだろう。「買い物や郵便局に行くのが不便」（13.2%）、「通勤・通学に不便」（12.6%）、「病院に行くのが不便」（12.4%）は住環境にかかわる問題であるが、家族分割によって日常生活に必要な足が確保

しにくい状況を示唆しているのではないとも考えられる。』(甲A29:24頁)
『現在の精神的な状態は「不安定である」が45.3%、「どちらともいえない」が38.4%、「安定している」が15.8%となっている(表33)。自由回答記述には「死にたい」(No.0279、0412、0498)という深刻な声もあり、避難生活がメンタルヘルスに与える影響の大きさが懸念される。年代別でみると(図23)、健康状態と同様、年齢層が高いほど「不安定である」と回答する割合が高く、70代以上は60.9%である。避難生活は、特に高齢者にとって心身ともに辛いものになっていることがわかる。また、20代で「不安定である」とする人が35.9%と、30代の28.2%より多い。就職、結婚、出産など、今後の人生設計を描く時期であることが関係しているかもしれない。』(甲A29:32頁)

イ 福島県社会福祉協議会「生活支援相談員活動から見る避難住民生活の現状調査」平成24年4月報告書(甲A30)

『【問1】震災から1年が経過する現在、避難住民が日々の生活において感じている不安。

【仮設住宅の避難住民の場合】(回答数140)

この問いに対する回答は、以下の10項目に分類することができました。ここで際立って記述が多かった内容は、「先の見通し」がわからないということでした(回答数75)。その根本にあるのは、原子力発電所の事故により避難区域になっている故郷に帰れるのかどうかという「帰還の可否」があります(回答数14)。先の見通しがたたずに、故郷に戻ることができるかどうか不明な不安定な状態での避難生活は、仮設住宅の居住性も要因となって、「健康面や病気に影響を与えていると推測されます(回答数10)。』(甲A30:16頁)

『【問2】震災から1年が経過する現在、避難住民が抱える生活上の課題のなかでもすみやかな解決が必要なこと。

【仮設住宅の避難住民の場合】(回答数140)

この問いに対する回答は、以下の14項目に分類することができました。ここで際立って記述が多かった内容は、「仮設の住環境」に関することでした(回答数39)。一冬を経験して、結露や湿気の問題を含めた仮設住宅の住環境に多くの住民が悩まされていることがわかります。こうした物理的な課題の一方で、

心理的な面から住民の「生活意欲の低下」（回答数11）や「就労意欲の低下」（回答数8）を防いでいくことも必要となってきました。こうした意欲の喪失は、「住民間のトラブル」を引き起こす原因にもなりかねません（回答数6）。さらに、「運動不足・体力不足」という身体的な課題の解決も必要だと考えられます（回答数8）。』（甲A30：19頁）

ウ 丹波史紀ほか「福島原発事故による双葉郡避難住民の実態調査」経営研究63巻2号（甲A31）

『複数の避難者が、避難生活の「ストレス」から健康を損ねたと訴えていた。避難所となった温泉旅館などでは、そうした「ストレス」が避難者同士のトラブルを助長したようにみえる。また、仮設住宅に移っても、避難前の生活に戻れるわけではない。「家の広さとか、今までとまったくちがう。少しはプライバシーがあるが、カーテンを開ければすぐ隣りや近所の部屋がみえる。壁一枚なので音も聞こえる」（60代、女性、2011年9月7日）』（甲A31：36頁）

また、本件原発事故から2年以上経過した時点でも、依然として、仮設住宅の避難者は、高い精神的ストレスを受けていることが報告されている。

エ 河北新報2013年12月18日インターネットニュース（甲A32）

『「精神健康に注意」 大熊から会津若松に避難の仮設住民

福島第1原発事故で福島県会津若松市の仮設住宅に避難している福島県大熊町の住民のうち、精神健康上注意する必要があると判定された人が78.4%に上ることが横浜国立大の調査で分かった。阪神大震災時の68.0%を上回り、同大大学院の藤森立男教授（心理学）は「被災者は生きがいを感じず、生活満足度が低い。被災者がより良く生きることに配慮した復興対策が必要だ」と話している。調査項目は（1）生活満足度（2）生きがいの有無（3）ストレスの有無—など。生活満足度は「不満」「やや不満」が77.2%、生きがいは「感じない」「やや感じない」が計77.3%、ストレスは「強く感じる」「感じる」「やや感じる」が計92.0%で、精神健康上注意する必要がある人の率を押し上げた。調査は8月、仮設住宅6カ所の避難町民を対象に実施し、137人から回答を得た。』

以上のように、避難生活に伴う精神的苦痛は、①プライバシーが確保されず狭小な住環境等に起因する物理的なもの、②見通しの立たず安定しない状況等に起因する心理的なもの、③運動不足や環境変化等に起因する身体的なものによって、複雑かつ複合的に構成されているため、にわかに第三者が理解することは、性質上、極めて困難なものである。

したがって、これらの精神的苦痛の真の度合いを理解するためには、書証（上記のような研究報告や原告陳述書）や法廷での本人尋問では、不十分であって、現場での検証が必要不可欠である。

すなわち、避難生活に伴う精神的ストレスは、上記の3つの要因が複雑に絡み合ことによって構成されているのであるから、ストレスが発生している実際の現場（避難先）に赴き、仮設住宅の内部を仔細に観察し、殺伐とした雰囲気や肌で感じるなど、五感によってその要因を十分体感しない限り、原告らの精神的苦痛を正しく判断することはできない。

また、原告らに共通する精神的ストレス原因として、居住空間のギャップ（避難前は広々とした住宅に住んでいたにもかかわらず、これまで住んだこともない狭い住宅で、長期間、生活せざるを得ない状況に置かれている）があげられるが、このギャップも、単なる居住面積の比較や、写真の比較では、正しく認識することはできない。

もちろん、床面積や立地についての数値や、映像・陳述などに基づいて、損害を推認（想像）することも重要である。しかしそれだけではなく、検証による「実感」が、この種の損害については不可欠である。「狭さ」、「暑さ・寒さ」、「湿っぽさ」、「隣棟の近さ」、「造作の安っぽさ」、「隣室の物音」、「気配」、「辺鄙さ」、「距離感」など、五感で把握できる要素、そしてその「程度」が立証の課題になる要素は、こうした実感によって被害の実相を理解することが必要である。

このように、「プライバシーが確保されないとは、具体的にどういう状況なのか?」、「生活するには狭すぎるとは、具体的にどういう状況なのか?」、「運動不足・体力低下は、具体的にどのように招かれるのか?」、「このような環境に

長期間置かれると、具体的にどのような精神状態になってしまうのか？」といった疑問を理解するためには、現場に赴き、直接体感することが、最も効果的な手段であって、写真や動画によって代替することは到底できないのである。また、原告らと同じ「生活者」でもある裁判官には、現場に身を運ぶことにより、そうした実感・体感を得ることで適切な事実認定をすることが可能である。

(2) 生活費増加分

原告らは、避難生活に伴う生活費増加分として、家財道具、食費、携帯電話代金等の通信費、離散家族の二重生活等の項目をかかげている（訴状第8・3（1）イ参照）。

生活費増加分は、「避難生活を送らなければ支出する必要がなかった費用」であるが、その費用を算定するためには、避難前の生活状況と避難後の生活状況との対比が必要となる。

ところが、訴訟外での被告との交渉において、被告は、特に食費、日用品、光熱費について、「生活場所にかかわらず支出が必要となる費目である」として、避難前後の生活状況を対比することなく、一律に支払いを拒んでいる。

確かに、食費、日用品、光熱費は、生活場所にかかわらず支出が必要な費目ではあるが、避難前後でその支出額が同額であることはあり得えない（避難生活の方が支出額は多くなる）。すなわち、避難前の生活においては、自家栽培で米や野菜を消費しており食費は節約できていたり、大家族で日用品を節約できていたりしていたものが、避難後の生活においては、すべての食材を小売店で購入したり、家族が離散しているため割高な光熱費を支払ったりしている。しかも、緊急に設置された仮設住宅では、周囲に商店街やスーパーが存在しない場合も多いため、一般の生活圏のように、価格競争の中で、より低額な商品を選んで購入するという余地は乏しい。

したがって、避難生活において、どの程度の生活費が増加しているのかを把握するためには、避難先に赴き、避難先における原告らの生活の実情を、仔細に実感する必要がある。

なお、個々の原告の具体的な増加額は、原告の世帯構成、避難前後の生活の

変化等に個別具体的な事情に応じて、生活費に関する一般的な統計資料を参考にして、追って算出する予定である。

3 共通被害の立証

物理的・時間的制約から、すべての原告について、避難先の検証を実施することはできないものの、代表的な原告について、その避難先（仮設住宅）の検証を実施することは、他の原告らの被害立証についても、役立つものである。

すなわち、避難慰謝料については、前記2（1）のとおり、避難生活に伴う精神的苦痛は、①プライバシーが確保されず狭小な住環境等に起因する物理的なもの、②見通しの立たず安定しない状況等に起因する心理的なもの、③運動不足や環境変化等に起因する身体的なものによって、複雑かつ複合的に構成されているという共通の特徴を持つことから、代表的な原告における避難先検証の結果は、他の原告の損害立証にも、活用することができる。

また、生活費増加については、前記2（2）のとおり、節約効果の消失、購入先の限定など、共通の特徴を持つことから、代表的な原告における避難先検証の結果は、他の原告の損害立証にも、活用することができる。

以上